

運 営 規 程

医療法人社団 葵会

介護老人保健施設 葵の園・市川

令和 5 年 12 月 1 日

介護老人保健施設「葵の園・市川」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は医療法人社団「葵会」の開設する介護老人保険施設「葵の園・市川」(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期療養介護のサービスを提供するに当たり「指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)の規程によるもののほか運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、経過的要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は次のとおりとする。

(1) 介護保険施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を持ち地域や家庭との結びつきを重視し市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持・向上を目指し理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い利用者の自立支援を図るものとする。リハビリテーションの観点からリハビリテーション会議を開催し利用者の生活に着目した目標、計画を管理・共有できるよう努める。

(3) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援状態等になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し生活機能の維持・向上を目指し、できる限り自立した日常生活を送れるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。リハビリテーションの観点からリハビリテーション会議を開催し利用者の生活に着目した目標、計画を管理・共有できるよう努める。

(4) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(5) 介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、介護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保険施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期 入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所 リハビリテーション		職 務	備考 (兼務等の状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人 (1)	人	施設、職員及び業務 の管理	通所リハビリを兼務 医師を兼務
医 師	(1)				利用者の健康管理	
薬 剤 師		0.3 以上			薬の調剤	
看護職員	10 以上				利用者の看護	
介護職員	25 以上		3 以上		利用者の介護	
支援相談員	1 以上				利用家族の 相談援助	
理学療法士 作業療法士	2以上		0.3 以上		機能回復訓練の 実施	
管 理 栄 養 士	1 以上				利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	1 以上				ケアプラン策定	
調 理 員					入所者の食事調理	業務委託
事務職員	3 以上				事務全般	
その他職員					営繕	
合 計	44以上	0.3 以上	4.3 以上			

[非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入]

※ 表示人数は基準数であり必要が生じた場合は、人員の変更を行う事が出来る。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス 100名
(指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション 30名
(介護予防通所リハビリテーション含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設はサービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して十分な説明を行い同意を得る。

(サービスの内容)

第7条 各サービスの事業内容は次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事
 - 五 栄養管理
 - 六 口腔衛生の管理
 - 七 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
 - 八 レクリエーション、家族との交流
- (2) 指定短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス（送迎が必要となる場合）
- (3) 介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス（送迎が必要となる場合）
- (4) 指定通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事
 - 五 栄養管理
 - 六 口腔衛生の管理
 - 七 相談援助（利用者及び家族への助言援助）
 - 八 送迎サービス
- (5) 介護予防通所リハビリテーション
前号に定めるサービス

(サービスの取扱い方針)

第8条 利用者の心身の状況に応じて適切な処遇を行う。

1. サービスの提供は施設サービス計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
2. 従業者はサービスの提供に当たって利用者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
3. 利用者本人または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわない。
4. 前項の身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
5. サービスの質の評価を行い常にその改善を図る。

(利用料その他の費用)

- 第9条 各サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、各負担割合とする。
2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
 3. 前2項のほか利用者が負担することが適当と認められる費用は、別表1のとおりとする。
 4. サービスの提供に当たっては利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(食事の提供)

第10条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- | | |
|------|-------------|
| 一 朝食 | 午前 7時30分から |
| 二 昼食 | 午後 12時00分から |
| 三 夕食 | 午後 5時00分から |

第5章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第11条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日～1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前9時45分から午後4時15分とする。(送迎時間除く)
ただし利用者が希望し管理者が必要と認めた時は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第 12 条（介護予防）指定短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、市川市及び施設から 10 k m 以内の区域とする。

2.（介護予防）指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、市川市及び施設から 10 k m 以内の区域とする。

第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第 13 条 利用者は施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

（外出・外泊）

第 14 条 利用者は外出・外泊を希望する場合は所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

（衛生保持）

第 15 条 利用者は施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

（禁止行為）

第 16 条 利用者は施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

（非常災害対策）

第 17 条 施設は非常災害に関する具体的計画を立て定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 通報、消火、避難の各訓練については年 2 回以上実施し内 1 回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

3. 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行

うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

（秘密の保持等）

第19条 施設の従事者は正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。（個人情報保護規定）

2. 退職者等が正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさめよう必要な措置を講じる。（個人情報保護規定）
3. 居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。（個人情報保護規定）

（苦情処理）

第20条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
3. サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

（身体拘束）

第21条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第22条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知

徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント対策)

第23条 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(研修等の実施)

第24条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第25条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

2. 感染症の発生又は食中毒の発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。

- ・当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について看護・介護職員及びその他の従業者に周知徹底を図る。
- ・当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ・当該施設において看護・介護職員及びその他の従業者に対し感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- ・上記に掲げるもののほか別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(掲示)

第26条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(事故発生時の対応)

第27条 サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2. サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

3. 事故が発生又は再発することを防止するため事故が発生した場合の対応とし次に規程する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

- ・事故が発生したとき又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ・事故発生の防止のための委員会及び看護・介護職員及びその他の従業者に対する研修

を定期的に行うものとする。

4. 前3項に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

(協力病院)

第28条 協力病院は次のとおりとする。

- 一 協力病院名 医療法人社団 嵐川 大野中央病院
診療科目 整形外科、内科、外科、消化器外科、脳神経外科、泌尿器科
所在地 千葉県市川市下貝塚三丁目31番2号
- 二 協力歯科医療機関名 楠歯科医院
所在地 千葉県市川市大野町3丁目1686番

(会計の区分)

第29条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(記録と整理)

第30条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(その他)

第31条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は医療法人社団「葵会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

この規程は、平成17年 5月1日から施行する。

この規程は、平成17年 9月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 8月1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月1日から施行する。

この規定は、平成28年 1月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

この規定は、令和01年 9月1日から施行する。

この規定は、令和02年 6月1日から施行する。

この規定は、令和05年 12月1日から施行する。

別表 1 サービス利用料及びその他費用 (1/2)

介護老人保健施設 葵の園・市川

単位： 円/1 日

	介護保健施設サービス	短期入所 療養介護	通所リハビリテーション
食 費	1.利用者負担第4段階 1,990 2. 同 上 第3段階 650 3. 同 上 第2段階 390 4. 同 上 第1段階 300	朝食 540 円 昼食 780 円 夕食 670 円	800
居 住 費 (個室)	1.利用者負担第4段階 1,840 2. 同上 第3段階 1,310 3. 同上 第2段階 1,310 4. 同上 第1段階 490	滞在費 左に同じ	
居 住 費 (多床室)	1.利用者負担第4段階 620 2. 同上 第3段階 370 3. 同上 第2段階 370 4. 同上 第1段階 0	滞在費 左に同じ	
利用者の選定する 特別な食事	実 費		実 費
日用品費	1 5 0	1 5 0	1 0 0
教養娯楽費	1 0 0	1 0 0	1 0 0
文書作成料 (税抜)	5, 0 0 0 ※		
おむつ代 (税抜)	(外泊時のみ) はくパンツ 60 ※ 紙オムツ 60 ※ パット 30 ※		はくパンツ 60 ※ 紙オムツ 60 ※ パット 30 ※
理美容代	実費精算	実費精算	
特別室利用料 (税抜)	(従来型個室) 1,500 ※ 307 号室 325 号室	左に同じ	
電気代 (税抜)	1 0 0 ※	左に同じ	
テレビ代 (税抜)	1 0 0 ※	左に同じ	
イヤホン代 (税抜)	4 0 0 / 1 個 ※	左に同じ	
衣類リース代 (税抜)	1 日 1,429 円 ※	左に同じ	パジャマ上下、ボロシャツ、ズボン、ベスト、トレーナー、肌着、パンツ、靴下、シューズ類、コップ等の貸出および洗濯

日用品費は入浴用シャンプー・石鹸・歯磨き粉・洗剤・ティッシュペーパー等の代金をいう。

教養娯楽費は個別のレクリエーション、催し物等を行うに際してのクレヨン・紙その他の費用をいう。

※については、別途消費税がかかるものとする。

その他利用者の希望に応じてサービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。

別表1 サービス利用料及びその他費用 (2/2)

介護老人保健施設 葵の園・市川

単位： 円/1日

	介護予防短期入所療養介護	介護予防通所 リハビリテーション	備 考
食 費	1.利用者負担第4段階 1,990 2. 同 上 第3段階 650 3. 同 上 第2段階 390 4. 同 上 第1段階 300	800	
滞 在 費 (個室)	1.利用者負担第4段階 1,840 2. 同上 第3段階 1,310 3. 同上 第2段階 1,310 4. 同上 第1段階 490		
滞 在 費 (多床室)	1.利用者負担第4段階 620 2. 同上 第3段階 370 3. 同上 第2段階 370 4. 同上 第1段階 0		
利用者の選定する 特別な食事	実 費	実 費	
日用品費	1 5 0	1 0 0	
教養娯楽費	1 0 0	1 0 0	
文書作成料 (税抜)	5, 0 0 0※		
おむつ代 (税抜)	(外泊時のみ) はくパンツ 60※ 紙オムツ 60※ パット 30※	はくパンツ 60※ 紙オムツ 60※ パット 30※	
理美容代	実費精算		
特別室利用料 (税抜)	(従来型個室) 1,500※ 307号室 325号室		
電気代 (税抜)	1 0 0※		
テレビ代 (税抜)	1 0 0※		
イヤホン代 (税抜))	4 0 0/1 個※		

日用品費は入浴用シャンプー・石鹸・歯磨き粉・洗剤・ティッシュペーパー等の代金をいう。

教養娯楽費は個別のレクリエーション、催し物等を行うに際してのクレヨン・紙その他の費用をいう。

※については、別途消費税がかかるものとする。

その他利用者の希望に応じてサービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。